

新

(新課程科目)

試験開始の指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

(P)

(各科目)
100点

地理歴史、公民②

〔『地理総合／歴史総合／公共』〕

注意事項

1 出題科目、ページ及び選択方法は、下表のとおりです。

| 出題科目 | ページ | 選択方法 |
|----------------|--------------------|--|
| 『地理総合、地理探究』 | | |
| 『歴史総合、日本史探究』 | | |
| 『歴史総合、世界史探究』 | | |
| 『公共、倫理』 | 「地理歴史、公民①」の問題冊子に掲載 | 左の6科目のうちから、登録した数の科目を選択し、解答しなさい。登録科目数は、受験票に記載されています。 なお、2科目を受験する場合は、第1解答科目、第2解答科目のそれぞれの解答時間(各60分)で1科目ずつ解答しなさい。 |
| 『公共、政治・経済』 | | |
| 『地理総合／歴史総合／公共』 | 下記2参照 | また、2科目を受験する場合に選択できない組合せは、下記3のとおりです。 |

2 『地理総合／歴史総合／公共』の出題範囲、ページ及び解答方法は、下表のとおりです。

| 出題範囲 | ページ | 解答方法 |
|--------|-------|---|
| 「地理総合」 | 4～21 | |
| 「歴史総合」 | 22～39 | |
| 「公共」 | 40～59 | 解答時間(60分)で左の3つの出題範囲のうちから2つを選択し、解答しなさい。出題範囲の解答順及び解答時間の配分は自由です。 |

3 2科目を受験する場合に選択できない組合せは、以下のとおりです。

- ・『公共、倫理』と『公共、政治・経済』の組合せ
- ・『地理総合／歴史総合／公共』と、下表で「×」を付している組合せ

| の 問 題 冊 子 に 掲 載 す る 公 民 ① | 「地理歴史、公民②」の問題冊子に掲載 | | |
|---|--------------------|-----------------|-----------------|
| | 『地理総合／歴史総合／公共』 | | |
| | 「地理総合」と 「歴史総合」 | 「地理総合」と 「公共」 | 「歴史総合」と 「公共」 |
| 『地理総合、地理探究』 | × | × | ○ |
| 『歴史総合、日本史探究』 | × | ○ | × |
| 『歴史総合、世界史探究』 | × | ○ | × |
| 『公共、倫理』 | ○ | × | × |
| 『公共、政治・経済』 | ○ | × | × |

○：選択可能 ×：選択不可

注意事項は、問題冊子の裏表紙にも続きます。問題冊子を裏返して必ず読みなさい。

4 解答用紙の記入・マークについて

- ① 解答用紙に、正しく記入・マークされていない場合は、採点できないことがあります。特に、解答用紙第1面の解答科目欄にマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は、0点となることがあります。
- ② 『地理総合／歴史総合／公共』を選択し、解答する場合は、解答用紙第1面の解答科目欄がマークされていても、解答用紙第2面の出題範囲欄にマークされていない場合又は一つの出題範囲欄で複数にマークされている場合は、その出題範囲は0点となります。

5 解答方法について

- ① 『地理総合／歴史総合／公共』を選択し、解答する場合は、解答用紙第2面の解答番号101から始まる解答欄にマークしなさい。第1面の解答欄は空欄になります。
- ② 解答欄のマークは、例えば、110と表示のある問い合わせに対して③と解答する場合は、次の(例)のように解答番号110の解答欄の③にマークしなさい。

| (例) | 解答番号 | 解 | 答 | 欄 |
|-----|------|---|---|---|
| | 110 | ① | ② | ③ |

6 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を高く挙げて監督者に知らせなさい。

7 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。

8 2科目受験者の試験の進行方法について(2科目受験者のみ確認)

- ① この試験は、前半と後半に分けて実施し、解答用紙を1枚ずつ配付します。
- ② 前半に解答する科目を「第1解答科目」、後半に解答する科目を「第2解答科目」として取り扱います。解答する科目及び順序は、志望する大学の指定に基づき、各自で決めなさい。
- ③ 第1解答科目、第2解答科目ともに解答時間は60分です。60分で1科目だけを解答しなさい。
- ④ 第1解答科目の後に、答案を回収する時間などを設けてありますが、休憩時間ではありませんので、トイレ等で一時退室することはできません。

注) 進行方法が分からぬ場合は、手を高く挙げて監督者に知らせなさい。

9 試験終了後、問題冊子は持ち帰りなさい。

公 共

(解答番号 101 ~ 116)

第1問 生徒Aと生徒Bが、「公共」の授業で男女共同参画社会に関する次の新聞記事の要約を作成し、探究活動をしている。後の問い合わせ(問1~4)に答えよ。

(配点 12)

新聞記事の要約

世界経済フォーラムが2023年の報告書でジェンダー・ギャップ指数に基づく国別順位を発表した。この指数は、各国の①男女平等の達成度を②経済、③政治、教育、健康の分野別に、0を完全不平等、1を完全平等として表したものである。日本の達成度は経済(0.561)、政治(0.057)、教育(0.997)、健康(0.973)で、総合順位では146か国中、125位だった。

問1 下線部①に関して、生徒Aと生徒Bが日本の男女平等に関する法的状況について調べている。次の会話文中の空欄 ア・イ に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①~④のうちから一つ選べ。 101

A：日本国憲法第14条は、アを明記しており、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁じているよね。

B：他にも、日本は女性差別撤廃条約を批准したことに伴い、同じ年にイを制定したよね。

A：このような法があるにもかかわらず男女平等が実現していないのはなぜだろう。

B：もっと調べてみようよ。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① ア 法の下の平等 | イ 男女共同参画社会基本法 |
| ② ア 法の下の平等 | イ 男女雇用機会均等法 |
| ③ ア 両性の本質的平等 | イ 男女共同参画社会基本法 |
| ④ ア 両性の本質的平等 | イ 男女雇用機会均等法 |

問 2 下線部⑥に関連して、生徒Aと生徒Bは、仕事にかかわる性別役割意識について調べるなかで、内閣府の資料を見つけた。次の表1は、生徒たちが、その資料の中の二つの調査項目について、「そう思う」を選んだ回答者数と「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答者数との合計の割合を、肯定的な回答割合としてまとめたものである。表1から読み取れることとして適当でないものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

102

表1

(%)

| 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合 | | | | 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合 | | | |
|-------------------------------------|------|--------|------|--|------|--------|------|
| 男性 20代 | 26.2 | 女性 20代 | 14.5 | 男性 20代 | 20.4 | 女性 20代 | 11.0 |
| 男性 30代 | 25.6 | 女性 30代 | 17.7 | 男性 30代 | 20.7 | 女性 30代 | 10.4 |
| 男性 40代 | 27.2 | 女性 40代 | 23.3 | 男性 40代 | 17.6 | 女性 40代 | 10.4 |
| 男性 50代 | 32.2 | 女性 50代 | 24.7 | 男性 50代 | 15.7 | 女性 50代 | 8.4 |
| 男性 60代 | 31.2 | 女性 60代 | 28.0 | 男性 60代 | 15.8 | 女性 60代 | 9.4 |

(注1) 対象は全国の男女 20代～60代である。

(注2) 各年代区分の割合は、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答者数の合計を基に再計算を行い、小数第2位を四捨五入した値である。

(出所) 内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究 調査結果」(内閣府 Web ページ)により作成。

- ① 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合は、女性 20代～女性 60代では、年代が上がるほど高くなっている。
- ② 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合は、男性 20代の方が女性 20代よりも 10.0 ポイント以上高い。
- ③ 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合は、男性 20代と男性 30代のみ 20.0 % を超えていく。
- ④ 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合は、60代において男女の差が最も大きい。

出題範囲：公共

問 3 下線部①に関して、次の表2は、日本を含む4か国の国政における女性議員比率(以下、女性議員比率)の国際比較を示したものである。後の先生Tと生徒Aと生徒Bの会話文を読み、表2と会話文から読み取れることとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

103

表2 女性議員比率の国際比較 (%)

| | 1960年 | 1970年 | 1980年 | 1990年 | 2000年 | 2010年 | 2020年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| X国 | 13.8 | 14.0 | 27.8 | 38.4 | 42.7 | 45.0 | 47.0 |
| Y国 | 1.5 | 2.1 | 4.3 | 6.9 | 10.9 | 18.9 | 39.5 |
| Z国 | 3.9 | 2.3 | 3.6 | 6.4 | 14.0 | 16.8 | 27.3 |
| 日本 | 1.5 | 1.7 | 1.8 | 2.3 | 7.3 | 11.3 | 9.9 |

(注1) 数値は二院制の国では下院における女性議員数を基に算出したものである。

(注2) 各年1月の女性議員比率で、小数第2位を四捨五入した値である。

(出所) Inter-Parliamentary Union (IPU), *Parline database on national parliaments* (IPU Web ページ)により作成。

A：女性議員比率を上げるための方法のひとつとして、候補者の20～30%など一定の割合を女性に割り当てるクオータ制があるということですが、X国ではどうなっているのでしょうか。

T：X国では、1990年頃から候補者名簿の男女比率が均等になるように、各政党が自主的に努めているんです。

B：Y国では、2000年に候補者を男女均等にすることを各政党に義務付ける法が制定されたと聞きました。

T：Y国では、人口の半数を占める女性の権利として候補者を男女均等にしたんです。しかも、こちらは義務なので、候補者の男女比率が均等でない政党には、政党助成金が減額されるという罰則があります。

B：女性議員比率を上げるためにには様々な方法があるんですね。

A：Z国は、クオータ制を導入していないのに、女性議員比率は上昇していますね。

T：そうですね。Z国は、クオータ制以外にも、どのようなことが女性議員比率を上げるのかを調べるための良い事例になりそうです。

B：日本で2018年に制定された政治分野における男女共同参画推進法とは、どのようなものなのでしょうか。

T：各政党に候補者の男女比率を均等にする努力を促す法律で、罰則はありません。

A：私たちはこれから有権者になるから、この問題に関心をもっていこうと思います。

- ① X国では、女性議員比率が初めて上昇し始めたのは、各政党が候補者名簿の男女比率を均等にする努力を始めた時期である。
- ② Y国では、各政党の候補者の男女比率を均等にする法を制定した年とその10年後とを比較すると、女性議員比率は8.0ポイント高い。
- ③ Z国では、クオータ制を導入していないが、女性議員比率は1960年以降、常に日本の女性議員比率より高く、Y国より低い。
- ④ 日本では、各政党に候補者の男女比率をできる限り均等にすることを促す法律が制定された後、女性議員比率はZ国を上回った。

問 4 生徒Aと生徒Bは、これまでの探究活動を振り返って会話をしている。次の会話文中的空欄 [ア] ~ [ウ] に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①~④のうちから一つ選べ。 [104]

A：社会のなかには男女間の差別だけでなく、様々な差別があることが指摘されているよね。平等には二種類あるって学んだけれど、差別のない社会を実現する上で、どちらの平等が重視されるべきなのだろうか。

B：「個性や属性にかかわらず、すべての人を同じように扱うこと」という意味での平等は「[ア] 平等」だと学んだね。法律や制度という点では、こちらの意味での平等は、日本ではかなり実現しているんじゃないのかな。

A：でも、平等を規定した法律が定められていても、事実として差別が残ってしまうことがあるよね。この問題に対してはどうすればいいのだろう。

B：その問題に対しては、クオータ制のような制度を新たに導入することによって、「[イ] 平等」を実現するやり方があり得るね。

A：差別の問題があることは広く知られているても、実際には差別がなくならぬことはあるから、そうした取組みが必要な場合もあるだろうね。

B：例えば、アイヌ民族に対する差別については、2019年に [ウ] によってアイヌ民族は法律上初めて「先住民族」と明記されたよ。

A：そういうえば2020年、北海道白老町に、アイヌ民族の歴史や文化を学ぶことのできる施設である「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が完成したね。

B：平等について考えるためには、人々の違いを多様性として捉えて、お互いにその存在を認め合うことが重要だろうね。差別のない社会を作るためには、法律や制度を整えるだけでなく、私たちの真摯な努力が求められていると言えるね。

- | | | | |
|---|-------|-------|----------------------|
| ① | ア 形式的 | イ 実質的 | ウ アイヌ文化振興法 |
| ② | ア 実質的 | イ 形式的 | ウ アイヌ文化振興法 |
| ③ | ア 形式的 | イ 実質的 | ウ アイヌ施策推進法(アイヌ民族支援法) |
| ④ | ア 実質的 | イ 形式的 | ウ アイヌ施策推進法(アイヌ民族支援法) |

第2問 ある学校では、毎年卒業生による講演会が行われている。今年はビジネスの分野で活躍する卒業生が招かれた。次の問い合わせ(問1～4)に答えよ。(配点 12)

問1 先生Tは、講演会に向けて、持続可能な社会や経済の在り方について授業を行った。授業の内容に関心をもった生徒Aと生徒Bは、社会関係資本と社会的共通資本について調べて、次のメモ1とメモ2にまとめた。後の会話文中の下線部①～④は、それぞれメモ1とメモ2から読み取れることの説明である。その内容として適当でないものを①～④のうちから一つ選べ。

105

メモ1 社会関係資本

この資本は、個人と共同体や個人間のつながりを意味するものである。この資本を形成する過程では、直接の見返りを期待せず、いずれ誰かがお返しをしてくれると信頼して行動することが望ましいとされる。

メモ2 社会的共通資本

この資本は、すべての人々が豊かで文化的な生活を送ることを可能にするものである。この資本を形成する過程では、自然、経済、社会の維持において、市場的な基準を無批判に取り入れてはならないとされる。

(パットナム『孤独なボウリング』
柴内康文訳に基づく)

(宇沢弘文『社会的共通資本』に基づく)

A：メモ1によれば、①例えば、誰も手入れをしていない公園の清掃は、直接的な報酬に動機づけられて行うことが望ましいと判断できます。

B：メモ1には、②毎日会釈をして信頼関係を築くことも、社会的なつながりやその広がりに寄与することが含意されていると思います。

A：メモ2から、③例えば、河川や森林は、私有が認められている場合でも、その管理には社会的な基準を考慮する必要があると読み取れます。

B：メモ2によれば、④すべての人々の生活を豊かで文化的なものにするには、調和的な経済的環境を整えることが求められていると言えます。

T：社会や経済の在り方には様々な考え方がありますね。明日の講演会では、授業で学んだ経済の基本原理に關係づけて内容の理解に努めましょう。

問 2 講演会の冒頭で、講演者は社会や環境に配慮した事業の立ち上げ時を振り返り、「起業にはビジネスのアイデアだけでなく、資金調達もまた重要であった」と話した。その話を聞いた生徒Aは、資金調達の方法について調べた。不特定多数から資金を集めて新規事業を立ち上げる場合の、次の資金調達の手段ア～ウとその特徴X～Zの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

106

- ア 株式の発行
- イ 社債の発行
- ウ クラウドファンディング

X 企業は調達した資金を期日までに返済する義務がある。事業の業績に関わりなく、資金の提供者に対して、確定した金額の利子を支払う。

Y 企業は調達した資金を返済する義務がない。事業の業績に必ずしも関わりなく、資金の提供者に対して、あらかじめ約束した特典などを提供する。

Z 企業は調達した資金を返済する義務がない。事業の業績に応じるかたちで、資金の提供者に対して、各々の出資比率に基づき配当などを配分する。

- ① ア—X イ—Y ウ—Z
- ② ア—X イ—Z ウ—Y
- ③ ア—Y イ—X ウ—Z
- ④ ア—Y イ—Z ウ—X
- ⑤ ア—Z イ—X ウ—Y
- ⑥ ア—Z イ—Y ウ—X

問 3 講演者は「海外で事業を展開する際、為替レートの変動を注視する必要がある」と話した。その話を聞いた生徒Bは、国内外の販売価格の変化について計算して考えた。いま、ある日本企業が、国内において600万円で販売している商品Kを、各時点における為替レートでドル換算した価格で、アメリカにおいて販売しているとする。一年前と現在とで為替レートに変化が生じた場合の、日本企業の商品Kのアメリカにおける販売価格の変化を、次のノート1に記した。ノート1中の空欄 **ア** ~ **ウ** に入るものの組合せとして最も適当なものを、後の①~⑧のうちから一つ選べ。 **107**

ノート1

● 為替レートの変化

一年前：1ドル=150円、日本国内における商品Kの販売価格 600万円

現在：1ドル=100円、日本国内における商品Kの販売価格 600万円

● アメリカにおける販売価格の変化

上記の為替レートの変化は、**ア** と判断することができます。この

とき、アメリカにおける商品Kの現在の販売価格は、一年前に比べて

イ 万ドル **ウ** なっています。

- ① ア 円安 イ 2 ウ 高く
- ② ア 円安 イ 2 ウ 安く
- ③ ア 円安 イ 12 ウ 高く
- ④ ア 円安 イ 12 ウ 安く
- ⑤ ア 円高 イ 2 ウ 高く
- ⑥ ア 円高 イ 2 ウ 安く
- ⑦ ア 円高 イ 12 ウ 高く
- ⑧ ア 円高 イ 12 ウ 安く

出題範囲：公共

問 4 生徒Cは、講演会をきっかけにして、ビジネスを営んでいく上で、企業を取り巻く経済状態も重要であることに気づき、各企業の経済活動と日本銀行による金融政策との関係について調べて、次のノート2にまとめた。ノート2中の空欄 [ア] ~ [ウ] に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①~⑧のうちから一つ選べ。 [108]

ノート2

私が今日の講演会を聞いて関心をもったことは、中央銀行による金融政策が、日々の経済活動にどのように影響を及ぼすのかという点です。

例えば、不況の際、日本銀行は景気を回復させるために [ア] を行うとされています。このとき、日本銀行は公開市場操作として、[イ] を実施することによって貨幣を供給し、短期金融市場において政策金利が [ウ] するように誘導します。この金利の動きに連動して、市中銀行の貸出金利も [ウ] するため、企業や家計の経済活動が刺激されると考えられています。

こうした金融政策の景気変動に関する理論上の効果を期待して、日本銀行の政策が実施されてきました。今後は、各企業の事業だけでなく、金融政策の動向にも注目していきたいと思います。

- | | | | |
|---|---------|-------------|------|
| ① | ア 金融引締め | イ 売りオペレーション | ウ 上昇 |
| ② | ア 金融引締め | イ 売りオペレーション | ウ 低下 |
| ③ | ア 金融引締め | イ 買いオペレーション | ウ 上昇 |
| ④ | ア 金融引締め | イ 買いオペレーション | ウ 低下 |
| ⑤ | ア 金融緩和 | イ 売りオペレーション | ウ 上昇 |
| ⑥ | ア 金融緩和 | イ 売りオペレーション | ウ 低下 |
| ⑦ | ア 金融緩和 | イ 買いオペレーション | ウ 上昇 |
| ⑧ | ア 金融緩和 | イ 買いオペレーション | ウ 低下 |

(下書き用紙)

公共の試験問題は次に続く。



第3問 生徒A、生徒B、生徒Cは、「公共」の授業で裁判所の役割について調べる

課題学習に取り組んでいる。次の問い合わせ(問1～4)に答えよ。(配点 13)

問1 生徒Aは、一票の格差の是正を求める裁判について関心をもち、衆議院議員の選挙区の定数や有権者数の変化を調べて、一票の重みが最も大きい選挙区と最も小さい選挙区を選び出し、次の表1～3を作成した。生徒Aは、生徒Bと表1～3を見ながら後の会話をした。会話文中の空欄 **ア**～**ウ** に入るものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

109

表1 1990年

| 選挙区 | 定数 | 有権者数(万人) |
|---------|----|----------|
| 神奈川県第4区 | 4 | 134 |
| 宮崎県第2区 | 3 | 32 |

表2 2000年

| 選挙区 | 定数 | 有権者数(万人) |
|----------|----|----------|
| 神奈川県第14区 | 1 | 47 |
| 島根県第3区 | 1 | 19 |

表3 2014年

| 選挙区 | 定数 | 有権者数(万人) |
|--------|----|----------|
| 宮城県第5区 | 1 | 23 |
| 東京都第1区 | 1 | 49 |

(注) 有権者数は、いずれも千人の位を四捨五入して、単位を「万人」としている。

(出所) 自治省選挙部「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(平成2年2月18日執行)」、同「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(平成12年6月25日執行)」及び総務省自治行政局選挙部「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(平成26年12月14日執行)」により作成。

A：一票の格差が広がっていくと、それを是正するために、選挙区や議員定数の見直しがされることがあるんだ。

B：衆議院議員の選挙区の数が「10 増 10 減」するというニュースを見たよ。

A：それも、一票の格差の是正のためのものだね。

B：選挙区は時代とともに変わっていくということかな。表1は、ア の導入よりも前のものだよね。

A：そうだね。このときは、一票の格差がイ 倍程度にまで至っていて、最高裁判所は、このような一票の格差が、憲法に違反する状態になっていたと判断しているんだ。

B：表2と表3のときには、最高裁はどう判断したのかな。

A：最高裁は、2000年の選挙のときは合憲と判断したけど、2014年の選挙のときは憲法に違反する状態であったと判断したそうだよ。

B：そうすると、2000年の選挙については、ウ 倍を超える一票の格差を、最高裁は許容したということかな。

A：その通り。最近では、一票の格差を是正するための努力を国会がしているかどうかも、最高裁は評価しているらしいね。

- | | | | |
|---|---------|-----|-----|
| ① | ア 小選挙区制 | イ 3 | ウ 2 |
| ② | ア 小選挙区制 | イ 3 | ウ 3 |
| ③ | ア 小選挙区制 | イ 4 | ウ 2 |
| ④ | ア 小選挙区制 | イ 4 | ウ 3 |
| ⑤ | ア 中選挙区制 | イ 3 | ウ 2 |
| ⑥ | ア 中選挙区制 | イ 3 | ウ 3 |
| ⑦ | ア 中選挙区制 | イ 4 | ウ 2 |
| ⑧ | ア 中選挙区制 | イ 4 | ウ 3 |

問 2 生徒Bは、日本の最高裁の違憲法令審査について調べている。最高裁の違憲判決の内容に関する説明として正しいものを次のア～ウからすべて選んだとき、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。

110

- ア 尊属殺人罪の法定刑を死刑または無期懲役刑に限定する刑法の規定は、普通殺人と比べて著しく不合理な差別的取扱いをするものであり、憲法に違反する。
- イ 女性について前婚の解消または取消しの後6か月間の再婚を禁止する期間を定める民法の規定のうち、100日を超えて禁止期間を設ける部分は、不合理なものであり、憲法に違反する。
- ウ 一票の格差が合理的に許容される程度を超えており、公職選挙法の規定が選挙の時点で憲法に違反しているときには、選挙を常にやり直さなければならない。

- ① ア ② イ ③ ウ
 ④ アとイ ⑤ アとウ ⑥ イとウ ⑦ アとイとウ

問 3 生徒Bは、日本の裁判所はどのような役割を果たしているのかを、「公共」の授業を担当している先生に尋ねた。次の文章は、先生による解説の一部である。文章中の空欄 **ア** には後の語句 a・b のいずれかが、空欄 **イ** には後の語句 c・d のいずれかが、空欄 **ウ** には後の記述 e・f のいずれかが入る。空欄 **ア**～**ウ**に入る語句や記述の組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。 **111**

裁判所は、社会で起きている様々なトラブルを、法を適用して解決しています。裁判には、いくつかの種類があり、例えば、国や地方公共団体による公権力の行使を取り消したり、差し止めたりするための裁判は、アと呼ばれています。

裁判の当事者が、自分たちに適用される法律は憲法に違反しており、そもそも無効であると主張することができます。こうした主張がされたときに、裁判所は、法律が憲法に違反しているかどうかを審査することができます。憲法は、最高裁は違憲法令審査の権限をもつイであると定めています。

法律は、選挙によって選出された国会議員たちが、多数決原理に従って作るものです。そのため、多数派の選好や利害が反映されることがあります。憲法は、ウことを規定しているので、たった一人の個人であっても、憲法が保障している権利が侵害されているのかどうかを、裁判所に審査するよう求めることができます。したがって、少数派や個人の権利を擁護するという役割を裁判所が担うことが期待されているのではないでしょうか。

アに入る語句

- a 行政裁判 b 裁判員裁判

イに入る語句

- c 特別裁判所 d 終審裁判所

ウに入る記述

- e 何人も裁判を受ける権利を奪われない
f 最高裁の裁判官は国民審査に付される

- | | |
|---------------|---------------|
| ① ア—a イ—c ウ—e | ② ア—a イ—c ウ—f |
| ③ ア—a イ—d ウ—e | ④ ア—a イ—d ウ—f |
| ⑤ ア—b イ—c ウ—e | ⑥ ア—b イ—c ウ—f |
| ⑦ ア—b イ—d ウ—e | ⑧ ア—b イ—d ウ—f |

問 4 生徒Cと生徒Aは、日本における犯罪と刑罰の関係について、次の会話をした。会話文中の空欄 [ア]・[イ] に入る後の記述a～cの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。 [112]

C：裁判所で刑事裁判をいくつか傍聴してきたけど、被告人が有罪なのか、無罪なのかを決めるのは、本当に難しいことだと感じたな。

A：そうだね。人が人を裁くときは、公正な裁判に努めなければならない。それでも冤罪^{えんざい}が生まれることはある。そういう場合に備えて、[ア]があるということを学んだね。

C：それ以外に気になることもある。過去にも刑罰を受けたことがある、という被告人もいたんだ。そういう人には、犯した罪に対する報いとして刑罰を科すだけでいいのかな。加害者が犯罪行為をするに至った原因を突き止めて、それを改善していくべきだと思う。

A：刑罰の目的にはいろいろなものがあるよね。「罪に対する報い」という考え方のほかに、「人々が罪を犯すことを予防する」、「本人が再び罪を犯さないようになる」などという考え方もあるんだ。

C：なるほど。犯罪の予防に関わるものとしては、[イ]があると学んだよね。刑罰が何のためにあるのか、より深く考えていくれば、犯罪が生じないような社会づくりのために何が必要なのかを考えることにもつながりそうだね。

- a 判決の判断材料となった事実認定に合理的な疑いがもたれるような証拠が見つかったときに裁判をやり直す仕組み
- b 犯罪被害者やその家族の被った損害を回復するために、国が給付金を支給する仕組み
- c 罪を犯した20歳未満の少年について、保護や教育を通じた矯正を目指す仕組み

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① ア—a イ—b | ② ア—a イ—c | ③ ア—b イ—a |
| ④ ア—b イ—c | ⑤ ア—c イ—a | ⑥ ア—c イ—b |

第4問 「公共」の授業のまとめとして、生徒Aの班は、「現実社会の諸課題の解決に向けて、人と人との対話や議論をする公共空間を持続的に形成するには、どのようなことを考えるべきか」という課題を設定し、探究活動を行った。次の問い合わせ(問1～4)に答えよ。(配点 13)

問1 生徒Aの班は「公共」の授業で、公共空間の形成に関して、次の先生の説明を受けた。先生の説明中の空欄 **ア**～**ウ**に入るものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。 **113**

先生の説明

「公共空間」とは、「人間同士のつながりや関わりによって形成される空間」を意味する。そこでは、人々が主体的に参加し、互いの意見を尊重しながらこの空間を形成していくことが期待されている。

『コミュニケーション的行為の理論』という著書のある **ア**によれば、公共空間では対等な立場で自由に意見を交わすという共通理解のもとで、合意を形成していくことが大切であり、そのような合意形成には **イ**が必要である。

また別の哲学者は著書『人間の条件』で、人間の営みを「生命を維持するために必要な営み」である「労働」、「道具や作品などをを作る営み」である「仕事」、「人と人との **ウ** 営み」である「活動」の三種類に分け、三番目の「活動」こそが公共空間を形成する、と論じている。

- | | | |
|------------|----------|---------------|
| ① ア アーレント | イ 対話的理性 | ウ 言葉を通して関わり合う |
| ② ア アーレント | イ 対話的理性 | ウ 契約を結んでこれを守る |
| ③ ア アーレント | イ 他者危害原理 | ウ 言葉を通して関わり合う |
| ④ ア アーレント | イ 他者危害原理 | ウ 契約を結んでこれを守る |
| ⑤ ア ハーバーマス | イ 対話的理性 | ウ 言葉を通して関わり合う |
| ⑥ ア ハーバーマス | イ 対話的理性 | ウ 契約を結んでこれを守る |
| ⑦ ア ハーバーマス | イ 他者危害原理 | ウ 言葉を通して関わり合う |
| ⑧ ア ハーバーマス | イ 他者危害原理 | ウ 契約を結んでこれを守る |

出題範囲：公共

問 2 公共空間の形成についての授業を受けた生徒Aの班は、現在の人間同士の関わりについて情報収集することにし、次の表1・表2を見つけた。表1・表2の各年齢層とも上段の数字は2018年調査の、下段の数字は2022年調査の結果を表している。

表1 「時間のゆとりの有無」(%) 表2 「自由時間の過ごし方」(複数回答) (%)

| 年齢 | ゆとりがある | ゆとりがない | わからない | 年齢 | インターネットやソーシャルメディアの利用(メールや動画視聴を含む) | 友人や恋人との交際 | 社会参加(PTA・地域行事・ボランティア活動など) |
|--------|--------|--------|-------|--------|-----------------------------------|-----------|---------------------------|
| 18～29歳 | 65.9 | 34.1 | 0.0 | 18～29歳 | 41.7 | 37.1 | 2.4 |
| | 64.7 | 34.8 | 0.5 | | 61.4 | 46.2 | 1.1 |
| 30～39歳 | 54.5 | 45.4 | 0.1 | 30～39歳 | 33.6 | 18.6 | 3.6 |
| | 48.6 | 50.0 | 1.4 | | 51.9 | 18.9 | 0.9 |
| 40～49歳 | 52.8 | 47.1 | 0.1 | 40～49歳 | 29.9 | 15.2 | 4.4 |
| | 48.1 | 49.1 | 2.8 | | 45.6 | 16.8 | 2.5 |
| 50～59歳 | 61.5 | 38.3 | 0.2 | 50～59歳 | 25.9 | 16.0 | 5.9 |
| | 56.5 | 43.2 | 0.3 | | 35.5 | 15.5 | 3.9 |
| 60～69歳 | 73.7 | 26.3 | 0.1 | 60～69歳 | 16.5 | 16.2 | 9.4 |
| | 64.9 | 31.5 | 3.6 | | 25.3 | 11.0 | 5.1 |
| 70歳以上 | 85.2 | 14.3 | 0.6 | 70歳以上 | 8.2 | 18.8 | 10.7 |
| | 75.4 | 20.5 | 4.1 | | 13.4 | 12.7 | 8.6 |

(注1) 表1の「ゆとりがある」は「かなりゆとりがある」と「ある程度ゆとりがある」とを合わせた割合であり、「ゆとりがない」は「あまりゆとりがない」と「ほとんどゆとりがない」とを合わせた割合である。

(注2) 表1に示されている数値は、四捨五入している。そのため、各年齢層の合計は100%にならない場合がある。

(注3) 「自由時間の過ごし方」の選択肢は、表2に示しているもの以外に「睡眠、休養」、「家族との団らん」、「旅行」などがあるが、省略している。

(出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成30年、令和4年調査)(内閣府Webページ)により作成。

生徒Aの班は表1・表2から、2018年調査と2022年調査を比べた場合の変化を読み取った上で、意見を出し合った。次の意見ア～ウのうち、表1・表2を正しく読み取ったものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。なお、表1・表2の読み取りに関する部分には下線を付している。

114

ア 「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがある」と回答した割合が半数を下回るようになったのは「30～39歳」と「40～49歳」だ。この二つの年齢層は、「自由時間の過ごし方」として「インターネットやソーシャルメディアの利用」をあげた割合が半数を超えるようになった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出の機会が少なくなり、インターネットやソーシャルメディアの利用機会が増えたのかな。

イ 「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがない」と回答した割合は、すべての年齢層で上がっているが、上がった割合が1ポイント未満だったのは「18～29歳」だけだ。また「自由時間の過ごし方」として「友人や恋人との交際」をあげた割合に関して、9ポイント以上増えたのは「18～29歳」だけで、50歳以上については、どの年齢層も減っている。「18～29歳」の人々への新型コロナウイルス感染拡大の影響は、他の年齢層とは異なるのかも。

ウ 「自由時間の過ごし方」として「社会参加」をあげた割合は、どの年齢層でも減っている。だけど「70歳以上」は、「社会参加」の割合が他のどの年齢層よりも高いままであり、「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがある」と答えた割合も、他のどの年齢層よりも高いままだ。時間のゆとりがないと、社会参加は難しくなるのではないだろうか。

- | | | |
|---------|-------|-------|
| ① ア | ② イ | ③ ウ |
| ④ アとイ | ⑤ アとウ | ⑥ イとウ |
| ⑦ アとイとウ | | |

問 3 探究活動の成果を授業で発表する上で対話の力に注目した生徒Aの班は、哲学対話を実践している哲学カフェに参加し、参加者たちの発言を記録した。参加者たちの次の発言Ⅰ～Ⅲのうち、帰納的に推論されているものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。

115

I

哲学カフェの参加者にも、話し合うときの態度はいろいろあるけど、お互い安心して話せるように、穏やかな態度で相手の発言を最後まで聞き、よく考えてから発言するように取り決めたところ、対話が活発にできるようになった。これらの事実が何度もあったことから、活発な哲学対話は、安心して話せる取り決めがあれば可能になるという経験則が導き出せるね。

II

人間には、自分の考えや意見を自由に述べる権利があり、お互いに認め合い尊重し合う義務がある。そうであるならば、哲学カフェに限らず、職場でも学校でも、参加者がお互いに、相手には自由に発言する権利があると考え、相手の話を尊重して最後までしっかりと聞くことを、対話のルールにしなければならないことになるね。

III

哲学カフェに初めて参加した人が素朴な質問をしてくれると、これまで繰り返し問うてきた問題に新たな光が当てられて、問い合わせが深まった。そんなときに、対話のおもしろさが感じられた。同じ実感を他の参加者たちももっていた。これらの経験を基にして、どんなに素朴であっても、率直に質問や疑問を出し、問い合わせていくことが哲学対話の方針になったんだよ。

① I

② II

③ III

④ IとII

⑤ IとIII

⑥ IIとIII

⑦ IとIIとIII

問 4 生徒Aの班はこれまでの探究活動の成果を踏まえ、公共空間の持続的形成について、対面と非対面という点に着目して構想メモを作成した。次の構想メモ中の下線部①～③の記述と、それに該当する後の事例ア～ウとの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

116

構想メモ

新型コロナウイルス感染拡大期に、ICT(情報通信技術)が本格的に活用され始めた。例えば①別々の場所にいる人たちが、ICTを使って、対面の場に集まることなく、対話や議論に参加できるようになった。これは「非対面的関わりのみのタイプ」である。

また、②今まで対面の場に参加できなかつた人が、ICTを使って、対面の場に非対面で参加できるようになった。これは「対面的関わりに非対面的関わりが加わっているタイプ」である。

「対面的関わりのみのタイプ」については、例えば③その場にいる人たちが互いに気楽に質問したり、知識や技能を相手の反応を確認しながらていねいに伝えたりすることがしやすい。

非対面的関わりと対面的関わりとのバランスをどのようにとるかが、公共空間の持続的形成にとって課題になってくるだろう。

ア これまで対面で実施されていた会議が、事情でオンライン会議に変更されたので、すべての参加者はインターネットで会議に出席した。

イ 料理教室に講師と生徒が集まり、生徒は講師から受けた指導に基づいて料理を作り、その場で講師に味見をしてもらい講評を受けた。

ウ 身体的な事情のため外出できなかつた人が、地元の公民館に集まつた人々が行つてゐる対話集会に、インターネットで参加した。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① ①—ア ⑤—イ ②—ウ | ② ①—ア ⑥—ウ ③—イ |
| ③ ②—イ ⑤—ア ④—ウ | ④ ②—イ ⑥—ウ ③—ア |
| ⑤ ②—ウ ⑥—ア ③—イ | ⑥ ②—ウ ⑤—イ ③—ア |